



るところ畜産の振興に寄与するのであるという二段の書き方に相なつておるのでありますが、第一点としてお尋ね申し上げたい点は、本法がいわゆる民営競馬という輿論の背景下に登場いたしました法律の目的に對しまして、御見解をお教へ願ひたいと存する次第であります。

○大坪政府委員 本法の目的及び競馬の目的等に関連いたしましたして、寺島委員よりいろいろ御意見があつたのであります。競馬の目的に關しましては、ただいま御意見のありました通り、政府といたしましては、大正十二年に競馬法が制定せられました以来、競馬の目的は、いわゆる馬事思想と申します。馬の改良増殖を主眼といたしまして、それを主力といたしまして畜産の振興をはかる、こういうことが競馬の本来の目的であるのであります。この考え方は従来から現在に至るまで少しもかわつていないのであります。その間競馬を執行しまするに際しまして発行いたします勝馬投票券というふうなものに關連いたしまして、あるいは健全なるスポーツであるという考え、あるいはその収益というものを、畜産その他いろいろその目的を考へることによつて財政的な面を考へる考へ方もいろいろあるものであります。私どももいたしましては、あくまで競馬本来の目的は馬産振興、特に畜産の振興であるとかたく信じておるのであります。従ひまして今回現行競馬法中民営競馬と民営競馬のうち民営競馬に關しまして、日本中央競馬会というものを創設いたしました。この日本中央競馬会に現行の競馬を施行せしめることにいたしましたのであります。

が、本競馬会の目的は、ただいま御指摘のように第一条に規定しておりますが、「この法律は、競馬の健全な發展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため」日本中央競馬会の組織及び運営について定めるものとする。この規定しておりますが、本会の目的はあくまで競馬を施行することによりまして、馬の改良増殖並びに畜産の振興に寄与するということを目的としておる、かように信じております。

○寺島委員 私の目的は、御見解をお伺いするだけであり、私の方からは別にデイスカッションで議論を申し上げませんから、どうぞフランクな気持ちでお答へ願ひたいのですが、しからば法律第五十八号の第一条第二項、競馬を行う団体として本法ができるのであつて、法律第五十八号による競馬の施行団体として本法適用を受けるのである。しからばもとより法律第五十八号によらざるもの競馬というものも存在するのであります。この法律第五十八号の競馬並びに残余の競馬を一括いたしまして、この競馬をいわゆる時局即応の民営態勢に移行いたしますならば、本法の規範となります。このころの、ここに私どももようだいたしておられます。競馬法そのものの基本的構想について考慮を加へるといふ措置がなされるということも一つの方法であるかと思つておられます。かか方法を行つて、百五十八号による競馬を提出せられたる所見いかん。

ておりますが、国と都道府県または市町村、こういう二つの段階にわかれておりました。いわゆる国のやつております競馬を民営競馬と言ひ、都道府県及び市町村のやつております競馬を地方競馬と申しております。今現行競馬法中のこの二つのグループのうち、民営の競馬についてののみわゆる民営に移すということにいたしましたのであります。その理由といたしましては、先般開議されましたころの競馬審議会におきましていろいろ議論があり、ほとんどその帰趨するところを知らなかつたような状況でございます。また競馬の施行主体及び競馬の内容につきましていろいろ複雑な点があるのであります。これをどういう方向に持つて行こうかということにつきましては、私どももいたしましては、審議会の経過等にもかんがみいろいろ検討いたしましたのであります。地方競馬に關しましては、現在までその結論を見出せなかつたのであります。民営競馬につきましては、競馬制度審議会の委員も、おおむね民営に移すのが至当であるというふうな、大體の御意向でありました。その後いろいろ検討いたしました。今その行政機構の簡素化と申しまして、今御提出いたしましたような法案を検討いたしました。御提出申し上げて、御審議をお願いする。かかるとに相なつております。

○大坪政府委員 現在民営競馬につきましては、ただいま御指摘の通り第二条によりまして、函館を初めといたしまして、宮崎まで十二の競馬場が法律をもつて特定されておるのであります。そのうちただいま御指摘の通り三箇所が休場をいたしておるのであります。今回いわゆる民営に切りかへます場合におきましては、概略的に申し上げまして、考へ方といたしましては、政府がやつておる通りの競馬を一応日本中央競馬会に移譲すると申します。引継いで行わしめる。従つて内容につきましては、当面の問題といたしましてはさしたる変更はない、かように存するのであります。なおただいま御指摘の名前の変更ということになりまして、これは法律に規定をいたしております。法律を改正する必要があるのであるのか、かように存するのではありません。政府の権限で名前をかへるというふうなわけに参らぬのではなからうか、少くとも第二条の法律そのものをかへなくちやならぬのじやないか。かように存するのであります。

○寺島委員 どうも畜産局長は非常に御聰明な方なんです。私がちよつと頭が悪いために、私の主観的認識と客観的認識がずれておるのですが、そういう意味で私は申し上げておるのじやないのです。それは中京というプロパー・ナウの地区というものがあるかどうか、阪神という地区があるのかどうか、府中という市に於いて東京競馬という名の競馬が行われておる。これは目黒の競馬を府中に移して東京競馬と称した沿革がある。その土地は

東京都と離れた府中市にある。これは行政区画の基準をとつてやつたものであるかどうか。これはやはり漠然として過去の因習と申しますか、過去のよき習慣に従つてかかる名称を付したものであると本員は承いたしたいのだ。これはたとえ文部省所管でありませぬが、委員長に最も御関係の深い養蚕のことであります。養蚕関係で東京高等蚕糸学校という学校がある。農林省においては駒場と札幌が上の方を押えておつて、農学士ではなか／＼伸びられない。事蚕糸に關しては、高等蚕糸をもつて當時は最高学府とした。その最高学府たる東京高等蚕糸学校の学園を称して、その地名一帯の西ヶ原と称した。これは西ヶ原から出たのです。たゞ／＼同じく小金井地先に移つたときはその地先をもつて西ヶ原と読みかえたというふうな好個の事例もある。農林省なんかには比べればよつぽど門のとびらのきちんとした時代の文部省によつて、かかる読みかえを行つておるといふ事態等にかんがみまして、本法第二条のたとえは中京であるとか、阪神とかあるいは東京というふうな問題は、事態の推移にかんがみて法律を改正せよと申し上げるのではなく、断じてさやうなやばなことを言うのではない。今この際さやうのことを言うのではありませんが、若干の読みかえといふようなこともつゞきと法律を了解する上においては必要なのではなからうかどうか、かかる点について伺いたい。

かといふ点につきましては、私実は詳しく伺つておらぬのでありますが、そういう読みかえといふような問題につきましても、法律上はつきり中山なら中山といふことになつておりますので、法律上の読みかえといふことはできないと思つておりますが、いわゆる通称といふような点になつて参りますと、どちらが世の中に通りがよいかならうか、かやうに存するのであります。法律の第二条に名前をきちんと書いてあるのでありますから、正確の呼名としてはその名前を呼んで行かなければいかたがたないのじやないか、かやうに存するのであります。

うのでありますが、横浜の競馬場につきましても、戦時中元の日本競馬会から海軍にその土地を売却いたしましたのであります。終戦になりましてその土地は大蔵省の所管といふことになつておりますが、進駐軍に接収されておるのであります。従つて競馬を施行するといふことは實際問題として不可能になつておりますが、私どものいろいろな関係方面との折衝の結果によりまして、ここ数年間は駐留軍の方でその土地を返還するといふような見込みはないじやなからうか、かやうに一応存じております。

○安藤(豊)委員 伺いたしますと、この横浜という文字は死文にひとしい姿になつておるのであります。この中央競馬の開催されるというところが、その土地における大きな繁栄の基礎をなすことと言つてもありませぬ。この意味において、ここ数年間返還される目標がないといふことであるとしても、まことに横浜といたしましても、神奈川県といつても、さびしい以上のもがあると思つております。つきましては、他にこの替地を求めて開催せられる、たとえ川崎に競馬場がありませぬ、あれを置きかえて横浜の替地としての競馬場になさるというふうな御意図は持ちになつておられませうか。

に、他にこの替地を求めるといふような点につきましても、現在のところ私どももいたしましては、さやうなような考え方は持つていない状態でありませぬ。

○大坪政府委員 横濱の競馬場といふのは一応いゆる根岸の競馬場を目標にいたしておるのであります。現在根岸の競馬場がここ数年間返つて来るような見通しもありませぬので、現在のところ根岸の競馬場につきましても、ただちにどうこうするといふような考え方は持つておりませぬ。と同時に

○安藤(豊)委員 それでは地元等におきまして、たとえ川崎の競馬場等が中央競馬を開催するにふさわしい施設、準備等をもつて申請する等のことが行われました場合には、これに対して許可をせらるる御用意は、お気持ちの上においておありになりますかどうでしょうか。

○大坪政府委員 この問題につきましても、いろいろと検討を要すると思つてはおりますが、この競馬法第二条のいゆる横浜の競馬といふものが何をさしておるかといふことが法律から引出される議論の一つでありませぬ。また實際問題としても、ほかの地に求めるということになりますれば、そこにあるような問題が起きて来ると思つております。現在横浜の競馬は、さやういふような事情によつて中止になつておるのであります。これが返還になつたような場合にどうするかという問題も自然と起きて来るかと思つております。ただ現在が施行不能の状態にあるから、ただちにほかの替地を求めることになりますと、この二条による横浜とは何ぞやといふ法律上の問題も起きて来ませうし、経済上あるいは社会上の問題も起きて来るのでございませぬ。その点については慎重に検討を要する問題じやなからうかと存じます。

たる名称のものがやはり非常に厳密に吟味されて来なければならなくなると思つております。横浜と川崎といつても、見ようによりましては隣接してゐるのであります。さやういふ問題にとらわれることなく、もう少し視野を拡大されてお考えになる必要があるのではないかと存するのですが、いかがでありますか。

○大坪政府委員 中京あるいは中山と、名前は一応御指摘のように漢といつておられますが、しからば中京の競馬といふのはどこかといふことになりませぬと、具体的に鳴海のどこ／＼といふことがつきりいたしまして、そのはつきりしている場所を一応中京といふ名前で見わけておられる。名前が先じやなしに場所の方が先に特定いたしておりまして、その特定している場所について中京といふ名前を冠して存じているわけでありませぬ。

○寺島委員 私は実は質疑の用意をしたわけではなく、第一通告者である河野一郎さんが見ええにならないので、いわばエキストラとしての役割を果したのであります。幸いに私の先輩である川俣先生が質疑を継続してくださるそうです。次会にチャンスがあればやることにして、ただ一つ伺つておきたいのは、実は安藤先生の御質問の要旨でございませぬが、現に死文に化しているんだ。しかし横浜は生きるかもしれぬ。生きたときには横浜に生かす者がよろしかろう。現在中山と府中の両者を使つておつて、使い過ぎるために馬場が非常に荒れてゐる。私は競馬なるとです。しろうとの寺島さんが方々から聞くに至つては、やはり三箇所く

○大坪政府委員 名前がなか／＼つけにくいでありませぬし、また本法案成立の場合にどういふふうな意味で、たとえ中京といふような名前をつけた

らいあつた方がよろしいのじやなからうか。しこうして根岸がどうしてもできないとすれば、仮定の問題ですが、暫定的に川崎の満点の設備を生かす。その期限は立法上根岸が生きるまでの期間としてやつた方が、本法施行上売上金がふえる意味において当然なるべきであらう。こういふのが安藤先生のきわめて卓抜してお話のように承つたのですが、この点は大坪さんひとつさようございませんと云えませんか。ここでピリオドを打つていただいで、先輩であり、専門家である川俣先生にお願ひしたいと思います。

○大坪政府委員 第二条に競馬場の施行場所は十二箇所と特定をいたしてゐるのであります。従ひまして横浜の競馬場が進駐軍から返つて参りまして、しかもそれが競馬を施行し得るような状態になつて参ります場合には、政府として参ります場合は法律に明定をしてありますから、当然その場所において競馬を施行すべき義務があることになると私は思いますが、その他の場所におきましては、法律に規定をしてないのでありますから、その他の場所において施行することは法律に違反するといふような疑いを起しはしなからうかと存じておりました、他の場所において行つておりました、法律上も、あるいは実際上の問題について、困難ではなからうかと考えております。

○寺島委員 どうもさざえのつぼの中に固まつているような気がする。もつと法制局と打合せられて、読みかえの範囲というものが過去の立法例にあるのですから、そういうことについて、この次まで御研究願ひたい。

○井出委員長 川俣清音君。

○川俣委員 国営競馬につきましては、いろ／＼これに対する問題点が多かつたために、今度新しく日本中央競馬会法案という形で出て参つておりますが、一体国営競馬を廃して特殊法人による経営に移さなければならぬという理由が、十分納得させるような説明になつていないように思ふのです。一応政府の提案理由によりますと、国営競馬のような形式は世界でもほとんど類例のない形態であるから、これを改正しようとするのが第一点のようであります。二点は、行政の簡素化の線とにらみ合せて行かなければならぬからというだけでありまして、今までの国営競馬に対するいろ／＼な批判を十分受入れて改正せられたとは思われないのであります。大蔵大臣は先般の他の委員会において、競輪であるとかあるいはオートレースであるとかいうようなものは、どうも国でそういう競技によるてら銭をとるようなことは好ましくない、これを地方に委譲した。競馬はどうかと言つたら、競馬はそれほどてら銭をとるといふような考へ方じやない、こゝういふことを言つておりましたが、いづれにしても、てら銭をとるようなかつこうでやるのが好ましくないといふような理由により、その他にもつと明確な理由があつてかえられたかどうか。この改正せられなければならないか。この改正せられか、その理由を明かにしていただきたいと思ふのです。

○大坪政府委員 今度の日本中央競馬会法によりまして、競馬を民営に移す根拠につきましては、提案理由によりまして、その理由を申し上げておりましたが、ただいま御指摘の通り、第一点

といたしましては、国が国みずからの事業として競馬を施行することについては適當ではないと申しますのは、一つはよく言われるのでございませぬが、国自身が競馬を実施いたしておりませぬから、従つて会計の問題あるいは予算の問題あるいは人事管理の問題といふような点につきまして、非常にきつ／＼な制限があるのをごさいます。ところが競馬は御承知のように、ある程度弾力性のある運営が必要であるのであります。ただいま申し上げましたような、経理でありますとかあるいは予算でありますとかいふ点につきまして、非常にきつ／＼な点を生ずる、これが一つの問題であります。もう一つは、競馬は富くじ的な行為を伴いますので、こゝういふようなものにつきましては、国自身が行つても、国は監督者の立場に立つて監督し、施行主体は別に設けるということが、実際問題としても、あるいはそのやり方の問題として、適切ではなからうか、かやうに存するのであります。

な。競馬のいわゆる民営移管の問題につきましては、世界各國にもその類例を見ませんし、またわが国の歴史から申しても、ずつと民営で参達して参りましたのを途中から切りかえたといふことに相なるのをごさいます。国営でやつてみました結果、やはり国は監督者の立場に立つてやつた方がいいじやなからうか、かやうな観点から今回競馬政策審議会の意見も参酌いたしまして、民営に切りかえるといふことになつた次第でございます。

○川俣委員 まだその趣旨が徹底を欠

くのじやないかと思ふのです。国営競馬が弊害があると思はすならば、府県営競馬にいたしましたもあるいは市町村営競馬にいたしましたも同様な弊害が当然起つて来ると見なければならぬ。ただ弊害の程度が、たとえば府県営の場合が国の場合より少いかといふことは考えられませぬけれども、やはり同様な弊害が伴うのではなからうか。そこで国営競馬をやめるといたしまして、特殊法人にその経営をゆだねるということになりませぬならば、やはり府県営競馬も同様な考えで法律を立て直して行かなければならぬと思ふかと思ひますが、その点について、国営競馬はやめるが府県営競馬はそのままに残すといふような考へ方でおられますかどうか、その点をお尋ねいたします。

○大坪政府委員 府県営競馬の今後の行き方と申しますか、大体的方向といつたしましては、中央競馬同様に、いろ／＼な点を参酌いたしまして、国の競馬に準ずるような形で持つて行つた方が、地方競馬につきましても妥当ではないか、かやうに一応は存するのであります。現在施行主体が非常に複雑でありますし、また事業の内容につきましてもいろいろ複雑多岐にわたつておりますので、これをただちにどういふふうな形に持つて行くか、つまり国営競馬の民営移管と同じような方向に持つて行けるかどうかといふことにつきまして、地方の事情がいろ／＼複雑でありますので、ただちにそういうふうな結論に到達し得なかつたのであります。地方競馬の問題につきましては、国営競馬の民営切りかえの趣旨ともならみ合せ

まして、今後各方面の意見を参酌いたしまして決定をいたして参りたいと思ふのであります。地方競馬につきましては、その精神といたしましては、いわゆる地方自身がやつて行くという形ではなしに、やはり地方庁はあくまでも監督の立場に立つて、施行主体は別にあるといふような形の方が望ましい形ではなからうか、かやうに思ふ次第であります。

○川俣委員 次に御尋ねいたしたいのは、現段階においては競馬競技そのものが行き詰まつておるから、これを特殊法人に移すのだという考へ方が一つあるのじやないかと思ふのです。もう一つの点は、一体国が相当犠牲を払つてもなお競馬競技を進めて馬匹の改良をはかつた時代は、軍馬の奨励を考へて、一般的な馬匹の向上を主眼に置いて、そのためには少々の犠牲もあえて辞せないといふところに競馬の本質があつたと思はれるのであります。それが最近、こゝういふ特殊馬匹の向上を期待する産業上の業態がかつて参りましたために、従つて競馬競技そのものも行き詰まつて来たのではないかと、もつと露骨に申し上げますと、今日においては、非常に貴重な外貨を支拂つて単に優良な競走馬を輸入するだけに終つて参りまして、それが日本の産業界に何らの益するところがないばかりでなく、むしろ特殊馬匹の向上のみに多大の経費を払われておるといふようなことで、競技のための馬匹の改良というふうなことになるので参りましたために、畜産奨励あるいは畜産振興という建前をすつかり没却せざるを得ない状態になつて、国営競馬をやめなければならなかつた理由がそこにもあ

るのじやないかと思われませんが、この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○大坪政府委員 今回のいわゆる民営競馬の形態につきましては、現在の国営競馬が行き詰まつておるから民営の方に切りかえるというような考え方はないものでありまして、先ほど申し上げましたように、本来競馬の健全な発達をはかりましたためには、競馬の施行主体は別にあつて、国はそれに適當なる指導監督を行う、こういうシステムの方が、競馬の健全な発達のためにはよりよろしいシステムであるという信念に立つておるのであります。従いまして、国営競馬が行き詰まつたから民営に移管するというふうな考え方はなしに、競馬をいわゆる畜産振興の一つの基盤としてやつて行きますために、その健全な発達をはかるために民営に移管した方がよろしいという観点に立つておる次第であります。

○川俣委員 お聞きしておりますと、名前は畜産振興といわれまますけれども、国営にまさる形として特殊法人による経営を考えたという事は、それが競馬競技という事業体からして適當な形態である、こういうふうにお考えになつた理由はよくわかるのであります。しかしながらもう一点であります、一体馬の改良増殖、産畜振興と競馬競技というものは、過去においては一致したものでありますけれども、將來なお一致するかどうかという点では、これは行き詰まるのではないかと、現に国営競馬自体においても、畜産奨励の意味を十分果し得ない点が国営競馬の非難の存する点であつたと思つて、従つて畜産奨励であるとか畜産振興と

たは馬の改良増殖というようなことと、競馬競技自体の経営とは一応切り離す段階に來てゐるのではないかと。その点を切り離してはならないか。その点と、国営競馬から特殊法人に移したという意味が徹底しないと思つて、どうも競馬という競技自体から見ると、国営でやるべきではない。また競技自体が今日国民の一部の非常な興味のものになつておる。それを発展させること、よしあしは別にいたしまして、そのよしあしは別に興味を持つておる事柄において、国でやるべきではなくして、むしろ経営自体からいつても、その競技自体は特殊法人がやるべきだ。これはわかると思つて、従つてそれと畜産奨励と一緒に考えると、この点に、また行き詰まる問題点を含んでおるのではないかと思ひますが、この点についての御見解を承りたい。

○大坪政府委員 これは競馬の目的とも関連して來ると思つてあります。競馬はいわゆる馬の改良増殖といふことを一つの大きな眼目としたしておるのであります。これを具体的に申し上げますれば、競馬を実施いたします場合には、その競走馬が決定的な要素をなすのであります。競走馬の飼育といふものは畜産の中で最も高度の技術を要するのであります。そういうような技術の普及が畜産に非常な貢献をするといふことは、すでに私が申し上げるまでもないと思つて、いゝわゆる競走馬の競走を奨励いたしました、最も優秀なる馬を摘出したしまして、それを元として馬の改良をはかるということ、馬の改良増殖ということからきわめて重要な問題でありまして、いやしくも競馬を実施いたします限りにおきましては、その競馬の目的が馬産の振興、畜産の振興であるといふような基本的な考え方は、私どもとしてはどうしても貫いて行かなければならぬ問題ではなからうかと存するのであります。なおそのほか競馬につきましても、見る人によりましてはいろいろ御意見もあるものであります。私どもとしては、その精神におきましてはかわりはないと存しております。

○川俣委員 大分どうも苦しい弁解だと思つて、今日日本で馬の増殖をさらに進めて行かなければならないといふ産業上の要請はあまりないのです。かつて軍馬であつた場合には、馬の普及と全体の馬の質の向上という点からいたしまして、競走馬にならないで脱落する馬を軍馬に仕立てて行くという使命を持つておつたが、今のうちに、彼馬の需要がまだ残つてゐるといふ点から、もう役牛にかわりつつあるときにおいて、競走馬にも脱落したような馬をもつて役馬にすることが不適當であることは、これは私が申し上げるまでもないのです。従つてそういう馬の増殖をはからなければならぬといふような日本の産業構造でないし、産業情勢でないとは私が見るのです。従つてここに増殖をはかるんだというふうなことは、たら銭をとつて來て、今までの使用に苦しんだために書いたといふような結果に陥るのではないかと。むしろ畜産奨励といふ観点から見まして、こういうところから入つて來るものと畜産奨励といふものとは別個に考へて行くべきではないか。たとえ最近起つて來ておる馬の伝染病等から見まして、これはこういう面から抽出するこ

とよりも、むしろこれは税として、またその他の方法として国に吸収し、国の支出としては、別個に畜産対策として考へるといふ情勢になつて來たと思ひます。そこで国営競馬を民営の特殊法人に移すのだということになると、それが密接に關係させておくことになれば、あえて民営に移すことの意味が徹底しないことになるのではないか。これから上つて來たものをすぐ優良馬の増殖または畜産振興にあまりにも結びつけて行かなければならないかと思つて、国営競馬でよいのではないかと思つて、むしろこの點はこれを切り離して行かなければならぬ。産業構造、経済情勢においてこれを切り離すべきではないかと思ひますが、この点についての御見解をもう一度伺いた

○大坪政府委員 馬が重要であるといふ点につきましては、程度の差はあると思ひますが、今後といへども、農業の一環として、適地主義によりまして、どうしても使わなければならぬ地帯も存するのであります。そういう意味合いにおきまして、私もいたしましては、馬の資源の増殖という点につきましては、大いにこれを振興して参りたいと思つておるのであります。

な畜産と畜産を切り離すべきではないかといふような話であります。その点についても、もちろん畜産振興、馬産振興は各般の施設を要するのであります。この競馬を通じての畜産振興といふものは、あるいは全体から見れば非常にわずかな部分ではなからうかと思ひますけれども、日本中央競馬会が競馬を実施する限りは、これは畜産に貢献することを一つの大きな

目的として持つておるといふことは、どうしても必要ではなからうかと存するのであります。

○川俣委員 そこにねらいを置き過ぎると、もう一度行き詰まるのではないかと懸念を持つ。競輪を国から切り離して行つたのはどこにあつたかという点、国として最初は国内産業としての自動車製造の改良発達に非常に役立つといふことで考えられたのであります。今日における競輪は、競輪競技としては大いに発展したが、いわゆる自動車工業の上への力も今は与えていない。むしろ最近の運送省のあり方を見ますと、他の機械工業に多額の金を向けて行くような情勢であります。従つて自動車そのものの改良発達と申しますが、その進展に寄与するといふ最初の目的から遠ざかつて來ておる。オートバイにつきましても同様であります。あるいはその他のレースにつきましても同様であります。むしろ競技本位になつて來たと思つて、競馬も競技本位だと割切つて考へて行かなければならない時代ではないか。それをまだ割切らないで中途半端にしておくと、再び行き詰まることになりはせぬか、この点をもう一つ明らかにしたいと思ひます。

○大坪政府委員 私、自動車競走あるいは自転車工業というふうな点につきましても、これにつきましても何とも御返答ができないのであります。競馬に關しましては、いわゆる競馬の目的はいろいろ、ほかにもあります。馬産の振興といふようなことが競馬会の一つの大きな目的である、こういうふうな点については、その信念にはか

わらない、かように存じます。

○川俣委員 特殊馬匹の向上であつて、日本で今産業上必要とするような馬の増殖または改良には、この競技は役立たない段階にきているのじやないか。従つてもつと露骨に申し上げますと、競走馬になるような馬を輸入することが畜産奨励だというような考え方は、もはや是正しなければならぬ段階にきている。国が国費をもつて買入られるという時代は過ぎ去つて来た。今後もしも輸入されるならば、この特殊法人がみずからの出資において買入れなければならぬ段階にきておるのじやないか。一つの例をもつて申しますならば、従つてそういう段階にきておるから国営競馬から特殊法人の民営に移すのだ、これなら話の筋がよく通るのです。畜産局の中においてこれを監督するならまだいいのです。これを牛耳るというような考え方で行くことは——私は監督を決して否定するのじやない。これは特殊法人に特別な利便を与えているのですから、会計検査院といひ、畜産局といひ、大いにこれを監督しなければならぬといふことを否定するのではない、むしろ強化しなければならぬと思ひますが、その中にごつちやに入つて行く、関与することが畜産の奨励だというような考え方は、もうやめる時期じやないか。国営競馬を民営に切りかえて行つた理由がそこにあるのじやないか、こう聞いているのです。あなたの答弁は、どうもまだ切りかえるのは早いというよな意味にも聞こえる、そうすると法案の提出とあなたの考えとは矛盾したことになるのじやないですか。この点もう少し明確にしてください。

○大坪政府委員 競馬の施行主体を固からこの日本中央競馬会に切りかえましてという理由につきましても、あるいは競馬が国営競馬として行き詰まつているか、あるいは競馬と畜産と関係がないからというよな意味合いじやなしに、先ほど申し上げましたように、行政簡素化あるいは競馬そのものを国自身で施行するという事は必ずしも好ましくない、こういうよな根本的な理由から発足したておるのでありまして、そつくりそのままの状態に現在の国営競馬をこの日本中央競馬会に引継ぎを行わしめる、こういうのが趣旨であると思つておる。

○中村(時)委員 閣下は、局長の話を聞いておると、さつぱり川俣委員の言つておることとちがはうの点が多い。川俣委員の言つていらつしやることは、すでに競馬としての、一つの競技体の問題として取上げるべきであつて、畜産振興という面からの目的とはほど遠い現状になつておるのじやないかとこの質問をしておるのです。私もその通りだと思ふ。そこでそれでもやはり畜産振興だ、何のことやらわからぬけれども畜産振興だといつていただけだ。もう一つ上につつ込んで行くだけだ。もう一つ上につつ込んで行くだけだ。その裏に何かがあるのじやないかという感じが起つて来る。そうすると小笠原さんから二、三年前に一応民営論というのが出ておるのです。民営論を出そうとしてこの中央競馬会の機構の問題で握つたつづしになつた。それは何かといつたら理事の問題です。理事を当時十数名にしようとしておつたのを二十数名に打込んで来て、そういうポスの跳梁にまかすことはいけぬというので、この問題が破棄になつておる。それを再びここに持ち出して来たところ、裏に何か問題があるのじやないかと思ふ。そこで私はひとつあなたに資料の提出をお願いしたい。この中央競馬会ですか、これの人的機構、それから組織並びに人員、並びに政府がこの民間に貸与するということの評價、それをひとつ至急にまとめ提出していただきたい。それから今川俣先生の言つていらつしやることとおたくの言つておることの食い違いという点ははつきりしたわけなんでしょう、その点に關してあなたがどういふ見解を持つていらつしやるか。ただ単に畜産振興であるならば、馬匹の改良と競馬と一体という關係になつて畜産振興ができて来るのか、そういうのはつきりした答弁をしてもらいたい。

○大坪政府委員 資料の点についてでございますが、たとえば人的機構というよな問題につきましても、この法律が御審議の上通過いたしました場合には、この法律の規定に基きまして実行して参りますので、今ただちにどういふ人的機構であるかという点につきましても、資料を提出するというふうには参らぬと思ひますが、その他の資料につきましても検討いたしまして提出をいたしました存じます。

○大坪政府委員 畜産の振興、改良ということは、その意味はよくわかる。但し今の産業機構とそれが違つておるのじやないかという機構上のことを言つておるのです。それに対してあなたはどう考へておるか。やはり競馬というものを通じて、畜産の振興なり、そういう改良というものををはかる方にウエイトを持つておるか。あるいは今はそうじやなくして、一般の畜産という意味におけるところの馬の価値、農家に対するところの農耕馬としての考へ方を中心にしていらつしやるのか。その問題を川俣委員は聞いておるはずで、それに対する答弁が非常に明確を欠いておるので再質問をしておるわけだ。

○中村(時)委員 畜産の振興、改良という必要なる馬系と異なることは、これは私が申し上げるまでもなく、畜産局伝統的に十分知つておる点なんです。そこまでつづ込んでお尋ねしないでも、すでにその点は理解されておるものとして私は話を進めておるわけです。従ひまして今ここで關連して参ります、いわゆる改良といわれるもの、増殖といわれるものは、今日の日本の農業状態からいたしまして、これは農耕用の馬である。しかも農耕用の馬も漸時減つて参りまして、役牛にかわりつつあるよな状態である。それにかわるにいわゆる競走馬から脱落して来たものをもつて、さらに品種を改良して行くのだというよな考へ方がある。これはもう私が申し上げるまでもなく十分知つておられなければならぬ。その状態の中に、もう一度引継ぐんだからして、同じよな法律で同じよな内容で、馬の改良増殖、または畜産の振興、これは民間に移すならば、畜産の振興というよなもの、切り離れて来なければならぬ。日本の畜産振興となれば、近く出されるのでありまして、近々出されるのでありまして、日本の畜産の中心になつて来なければならぬ。おそらく酪農と競馬とおよそかけ離れておる。所管が畜産局だといふことだけでありまして、おおよそ離れたことなのであります。それをいまだに混同しておられるけれども、競技形態から生れて来たところの金を畜産奨励に向けるといつた時代と今とはもう違つて来たんです。そこに国営競走の行き詰まりが来ている。畜産振興と国営競馬とが両立しないということが明らかになつて来たという段階か

ておるわけでありませう。

○大坪政府委員 その点は昔の軍馬資源というよな考へ方ではない、今の馬は農耕馬を中心としたておるのでございますから、もちろん畜産振興という意味の馬産振興は、農耕馬を中心としたものであるであります。しかしながら農耕馬といたしましては、その原々種といたしましては、最も優秀なる馬、サラブレッドにいたしても、そういうよな原々種といふものが、必要であるという点につきましても、これはもちろん程度の差はありますが、必要であるということについては間違いないのであります。その意味合いにおきまして畜産振興といふ一つの面を持つておる、かように存じておるのであります。

○川俣委員 大分畜産局長苦しい答弁をしておるよなです。今競走用馬として入れておられますと、日本の農耕

用に必要な馬系と異なることは、これは私が申し上げるまでもなく、畜産局伝統的に十分知つておる点なんです。そこまでつづ込んでお尋ねしないでも、すでにその点は理解されておるものとして私は話を進めておるわけです。従ひまして今ここで關連して参ります、いわゆる改良といわれるもの、増殖といわれるものは、今日の日本の農業状態からいたしまして、これは農耕用の馬である。しかも農耕用の馬も漸時減つて参りまして、役牛にかわりつつあるよな状態である。それにかわるにいわゆる競走馬から脱落して来たものをもつて、さらに品種を改良して行くのだというよな考へ方がある。これはもう私が申し上げるまでもなく十分知つておられなければならぬ。その状態の中に、もう一度引継ぐんだからして、同じよな法律で同じよな内容で、馬の改良増殖、または畜産の振興、これは民間に移すならば、畜産の振興というよなもの、切り離れて来なければならぬ。日本の畜産振興となれば、近く出されるのでありまして、近々出されるのでありまして、日本の畜産の中心になつて来なければならぬ。おそらく酪農と競馬とおよそかけ離れておる。所管が畜産局だといふことだけでありまして、おおよそ離れたことなのであります。それをいまだに混同しておられるけれども、競技形態から生れて来たところの金を畜産奨励に向けるといつた時代と今とはもう違つて来たんです。そこに国営競走の行き詰まりが来ている。畜産振興と国営競馬とが両立しないということ



いたしまして九箇所持しております。他の二競馬場におきましては、民営の競馬場を借上げの形式で競馬を実行しておりますのでありますが、これらの財産はすべて競馬特別会計に帰属をいたしておりますのであります。今回切りかえま

○川俣委員 局長は、私の質問を十分理解されない御答弁であります。私のお尋ねしているのは、時価が帳簿価格か、またはいわゆる再評価基準による再評価をするのか、これをお尋ねしている。時価と評価基準による再評価とは異なることは、私が説明するまでもない。従つてこの三つの中でどの方向をとるのか、こうお尋ねしていただく。今時価とおつしやるのですけれども、それでもいいのです。悪いと言

○大坪政府委員 その点につきまして、管財局とも目下折衝をいたしているのであります。適当な価格を評価いたしました。それを出資の価格にするか、ようにいたしたいと考えております。

○川俣委員 局長は、私の質問を十分理解されない御答弁であります。私のお尋ねしているのは、時価が帳簿価格か、またはいわゆる再評価基準による再評価をするのか、これをお尋ねしている。時価と評価基準による再評価とは異なることは、私が説明するまでもない。従つてこの三つの中でどの方向をとるのか、こうお尋ねしていただく。今時価とおつしやるのですけれども、それでもいいのです。悪いと言

○大坪政府委員 御提出申し上げておきます法案の第四條の第二項に、「前項の財産の評価については、政令で定める。」とあることになつておりました。この政令につきましては、目下関係方面と折衝しておりますのであります。これにつきましては、いわゆる再評価と申しますか、適当な時価に相当するよう額を評価いたしまして、それが出資財産の価格ということにならんと存じております。

取上げられたというような意味じやないのですか。この点はつきりお伺いしたい。

○大坪政府委員 煩瑣であるとか抵抗が強いというようなことではありませぬので、結局地方競馬については、どういう形に持つて行つた方が適切であるかという点について、はつきりした最終の結論に到達し得なかつたという次第であります。

○松山委員 そうすると、都道府県その他にやらしている地方競馬というのは、現在は適切であるかどうか相当問題があるから、なお根本方針にさかのぼつて検討をしてきめるといふわけですか。

○大坪政府委員 お説の通りであります。○松山委員 それではやはり、場合によつては民営に移行されることもなきにしもあらずというように伺つておいてもいいわけですか。

○大坪政府委員 十分に各方面の御意見を参考いたしましたして、そういうことが適切であるということになりますれば、御意見の通りに相なるわけでありませぬ。

○川俣委員 午前中の時間が大分切迫しておりますので、もう一点だけお伺いして、あとは保留しておきたいと思つておきます。

ちよつとさかのぼりますが、先ほど言つたように、目的に「馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため」ということになつております。こういう趣旨と、日本中央競馬会の事業とは、必ずしも一致していません。むしろ表題のような目的とするならば、草競馬に主力を置かなければならぬことにな

るのじやないか。こうなると思うのです。そこで私は先ほどから、これは畜産奨励ということと切り離して考えるべきではないかと言つておるのです。しかしあなたがあくまでもそうだとすれば、草競馬に対して日本中央競馬会がもつと力を入れることが業務になければならないはずだ。日本中央競馬会は、競走馬を育成する、騎手を養成する、または訓練する、いわゆる馬産の中心地に草競馬を大いに奨励するのだというところが一つも出て来ない。これは羊頭を掲げて狗肉を売るという結果になりはしませんか。この点お尋ねしたい。

○大坪政府委員 御意見の草競馬といふのは、いわゆる地方競馬のことではないかと拝察いたしますが、地方競馬はもともと畜産の振興あるいは馬産の振興をその中心的な課題として実行いたしております。従つて地方競馬の振興をはかりませぬことは、当然必要であると思つて、地方競馬をどうするかという問題については、今日まで結論を得なかつたことは再々申し上げた通りであります。中央競馬については、幸いに結論を得ましたので、本法案を提案いたしましたので、もちろん競馬会の直接の事業の内容は、あるいは競馬を実施するとか、あるいは騎手を養成するとか、そういうような項目に限定をされておりますが、その競馬を施行することによつて畜産の振興がそれに関連して起きて来るという立場をとつております。もちろんその事業の内容おの／＼が直接畜産振興に役立っておりますが、その全体をやることによりまして、いわゆる馬産の振興が全体として生れて来るという

ような考え方をとつておるわけでありませぬ。○川俣委員 私は先ほどから、競馬を行う団体として国営である方がいいか、こういう特殊の法人の方がいいか、ということについて検討せられた。このことはよく理解できるのです。ところが先ほど来言つた通り、その目的を馬の改良、増殖、その他畜産の振興といふところに置いて行くならば、いわゆる草競馬と言われる農民が持つてい

る役馬をもつて競走させるような形態が本気でなければならぬ。この法文から行けばそれが本気でなければならぬといふふうな解釈せざるを得ない。つまりあなたの説明のように馬の増殖をはかる、改良をはかるというところにいけば、農民の役馬競走といふものに重点が置かれなければならぬはずである。それを、その方はまだ研究はしてない、こちらは研究をしたといふことになれば、それはやはり競走と

してのもの対象だということになるのです。だからそれはそれとして、競走体としてこれは適当だといふ説明なところがあくまで畜産の奨励だといふことになれば、これは決して言葉じりを捕えるものではないが、目的はそこにあるのだといふことになれば、いわゆるいなかの方、町村がやるばかりでなく、百姓が寄り集まつても自分らの持つてい

る役馬を中心とした競馬に主力を置かなければならぬ。これを忠実に考えれば、あなたの説明をもつてすればそこに中心がある、こうならなければならぬじやないか。そつちはまだ研究をしていない。ということになるとこの法案はまだ早いといふことになりはしませんか、お尋ねいたします。

○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

す。○大坪政府委員 地方競馬が必要であるといふことにつきましては、これはお説の通りであります。この中央競馬をやりま

思います。

○柴田政府委員 お答えいたします。その前にちよつとただいまのお尋ねに對しまして、もし誤解があるといけませんから訂正させていただきますと思ひます。来年度買上げを、一応予算におきましては五万町歩予定いたしておりますのを、昨日私の申し上げましたのは、一応五万町歩という予定に對しまして、現在までにはほの見当のついておるのが五万六千町歩ということでございます。これらも価額その他の関係から、はたしてこれだけ買えるかどうかという問題も今後の問題でございます。あります。あるいはさらにもつと進展できるかもしれません。なおその対象は、今後の調査によりまして増加して参ることはあり得るというふうに御了承願ひたいと思ひます。

そこでただいまお尋ねの二点についてお答え申し上げます。第一、今度の買上げ対象は主として不採算の林分ではないかというお尋ねでございますが、採算的にはあまり有利でない地域の保安林ということになるのは、おそらく原則だと存じます。対象は不採算林分の買上げという考え方でないのをご存じですが、おそらく経済林として採算の困難な対象が多くなるであろうというご存じ申し上げ得ると存じます。

そこで第二の問題でございますが、現在国有林野事業の対象になつております国有林は、現在の状態でおそらく五〇%近いものはなか／＼採算の困難な林を持つておりますが、五〇%以上は相当採算点以上の経済林を取扱つておる。これによりまして国有林が国土保全と資源の維持、培養

増殖という目的を企業的に経営いたしておるといふ形になつております。今後買入れます保安林は、主として採算点以下の対象林分であるということになります。かようなものを抱え込んで、従来の考え方は国有林の経営は困難になるのじやないか、これはまことに仰せの通り、さような問題は当然起つて参る、かように考えられるのであります。ただし、備置法によりまして買上げまする場合には、計画的にこれを実施する建前上、予算は一応別途に考へるといふ考え方でございまして、二十九年度こそ国有林の特別会計の利益をもちへ振り向けてやるといふことになつておりますが、今後におきましては、買入れ並びにその買入れました林地に對する保全に要する事業費というものは、不足の場合には、一般会計から繰入れるという手段をとつて、計画的に行うということになつておりますが、これをひつくるめて経営する際に、おそらく国有林の性格というものが、相当変革いたして参るといふことは想像されるのでございます。はたして五十万町歩を実施いたしました結果、現在の七百五十万町歩の国有林と合計いたしました、その程度の経営が可能か不可能かという問題は、さらに進展によつて検討しなければならぬという問題はあると存じます。ただ性格論という問題になりますと、さらに国有林という性格から、はつきり割切の方がいいという議論も出て参るのではないかと存じます。これらは進展とあわせまして、国有林の性格を私どもも眞剣に検討いたしたいと存じ

まするが、国会等においても御審議をいたしたく時期が参るのではないかと、かように考へております。

○福田(喜)委員 大体これによりまして、国有林野事業に相当性格の変貌があるといふことははつきりいたしましたのをご存じですが、本法は以上の意味からいたしまして、国有林野事業にその性格上の変更を予定するものと見てよろしいでございませうか。その点もはつきりさせていただきますか。その点もはつきりさせていただきますか。その点もはつきりさせていただきますか。その点もはつきりさせていただきますか。

○柴田政府委員 お答えいたします。現在におきましても、御承知の通り国有林は国土保全という公用公益経済の面と、独立採算による経営という経済の面とを総合いたしました性格に對して経営いたしておりますので、当面はこの買上げだけをもつて、ただちに性格をかえなければならぬといふふうには考へておらないのでございませうが、国有林の現在の現体といふものと性格の問題とは、今後あるいは切り離して考へる必要が出て参りはしないかと、このことだけを考へておるといふように御了承願ひます。

○福田(喜)委員 そういたしますると、本法案というものは国有林野整備法の改正並びに国有林野法の改正、一連の関係があるということが明確になつたわけでありませう。現に近く政府より提出予定の法案の中にも、これに關連いたしまして、二つの法案つまり国有林野整備法の改正並びに国有林野法の改正が、予定表の中に載つておるわけでございます。これら三つの法案を一括して審議を進め、国有林野事

業全体の今後いかにあるべきかというあり方について、検討を進むべきものであると思ひますが、長官いかがでございますか。

○柴田政府委員 お尋ねでございますが、将来の性格を確定いたしました際におきましては、さらに国有林野の整備という問題がその角度から強く出て来るという場合もあり得る、かように考へますが、今国会において御審議をお願い申し上げたいと存じます。現在の保安林整備措置法とは、実は直接に關連はないといふふうには私どもは考へておるのでございませう。国有林野法の一部改正という問題と、国有林野整備臨時措置法という問題とは、直接關係があるとも申し上げにくいのであります。結果におきましては、地元施設あるいは林業行政という結びつき等から考へまして、全然關係がないといふこともないと思ひます。この問題は、現在の国有林を地元で直接御経営を願うか、あるいは現在の国有林を国有林として、しかしながら利用權益を擴張していただく、さらにこれが使用に關しまして有機的な關連性をもつて、有利に便宜に御利用願うという方向に持つて行くというふうな点がございませう。この二つはやや密接な關連があると思ひますが、保安林整備臨時措置法とこれらの關係とは、現在においては直接の關連はあまり見出し得ない、かように考へております。将来起つて来る問題の處理に際しては、ただいま施行されております国有林野整備臨時措置法ではどういふ解決できない問題で、これはあるいは性格、方針等が確立いたしますれば、また別途

の措置を考へなければならぬであらう、かように考へております。

○福田(喜)委員 ただいまの長官の言葉にもやはり相當の關係があるのはいなめない事実でありまして、たとえは国有林野法改正の内容いかんといふものは、これは私は非常に重要な問題であらうと思ひます。この保安林の買入れに關する臨時立法の進展につれまして、現在われ／＼が農山村におきまして、最も痛切に感ずるところのものは何であるかと申しますと、山村經濟の窮乏といふことでございます。山村經濟の窮乏につれまして、農山村の方の国有林野に対する依存關係といふものはますます深まりつつある。この際におきまして、国有林野に對する利用關係を根本的に検討する必要があるのではありませんか。改正法案はこの間の事情を十分に參照することが必要であるし、これが現在の山村經濟の窮乏に對するゆえんであらうと私は思ひますが、この三つの法案が保安林の買入れとからんで非常に大きな影響を持つておるのはこの点でありまして、この点に關する長官の御意見を承りた

いと思ひます。

○柴田政府委員 御説のような観点からいたしましたら、なるほど現状におきましては、農村あるいは山村の經濟的窮乏といふものと林野行政、林野の經濟的利用といふ問題は、きわめて密接な關連があるといふことは十分承りたしておるところでございます。したが、それと国有林の経営といふものと、これまたきわめて密接な關連のあるといふことも十分承せられます。

○福田(喜)委員 御説のような観点からいたしましたら、なるほど現状におきましては、農村あるいは山村の經濟的窮乏といふものと林野行政、林野の經濟的利用といふ問題は、きわめて密接な關連があるといふことは十分承りたしておるところでございます。したが、それと国有林の経営といふものと、これまたきわめて密接な關連のあるといふことも十分承せられます。

で、ただいまのお話のごとく、山村経  
済との関連におきまして、国有林野の  
利用権益の拡張ということによる経営  
の有機性という関連から、国有林野法  
の一部改正を企図いたしておられるこ  
とは、先生のお考えとまづたく一致  
しております。かように考えておるのでご  
ざいます。

○福田(喜)委員 ただいまの長官の御  
答弁は、まことにわれ／＼の意を強う  
するものでございまして、私はこれに  
関連して二つ、三つの事項をさらに進  
めてお伺いしたいと存じますが、  
今日までの国有林野の扱下げの状況は  
どういふ状況になっておりますか、こ  
れについて資料の御提出をお願い申し  
上げたいのであります。これは国有林  
野法の審議の際に、当時の横川長官  
は、予定面積を二十四万町歩と答弁し  
ておるのでございまして、これは議事録  
にもはつきり出ておるわけでございま  
すが、実際は現在、この扱下げとい  
うものは十五万町歩以下と考えられま  
すか、これはいかなる事情によるもの  
か。

それから過敷の冷害対策として、薪  
炭原木三百五十万石の増伐計画を立て  
たが、その後の実績はどういふふう  
なつておるのか、この点についてた  
だいま御答弁だけくださるならば、御答  
弁いただきたいのでございまして。

○柴田政府委員 国有林野整備の進捗  
状況につきましては、詳細資料を提出  
いたしたいと存じますが、整備法の法  
案の御審議の際に、当時の林野当局か  
らいたしまして、目標二十三万余町歩  
と申し上げたのはその通りでございま  
すが、この際には、実に特に東北地方  
を主体といたします当時の普通委託林

は、一応相当強い利用の権益を持つて  
おります緣故の林野であるということ  
で、これらを一応扱下げの対象にする  
という考えで数字を算出したもので  
ございまして、実行にあたりまして  
は、相当強い利用の権益が設定せられ  
ておりますものを、特に地元がこれを  
買取する必要もないというふうな実  
情、あるいは地域的に、それらの森林  
が売り扱われた場合には、かえつて今  
後の境界その他からいたしまして、国  
有林の管理が非常に錯雑多岐になると  
いうような実情等も出まして、地元と  
具体的に御相談をいたしました結果、  
原則として委託林の売扱は一応見合  
わすべきであるという結論になつたの  
が、一番大きな相違点でございまし  
て、その結果といたしまして、現在目  
標といたしておりますのは十五万八千  
町歩程度でございまして、これを目標  
として進歩しておるというふうにご  
承願いたします。

なお冷害対策といたしまして、追加  
三百五十万石を一応予定いたしましたし  
て、それ／＼売扱をいたしましたのでご  
ざいまして、ただいま各局別に明確な  
数字を持つておりませんので、後刻資  
料をもつて提出いたしたいと存じま  
す。合計いたしました大体目標量を買  
り扱ひ得た、かように考えておりま  
す。

○福田(喜)委員 ただいまの長官の御  
答弁に関連して伺いますが、本法に基  
くところの保安林の買入れに対応いた  
しまして、国有林野の特別会計のあり  
方、さらに国有林野の性格等も、  
私は相当かわつて来るものと思いま  
すが、この買入れに対応して、一方にお  
いては、黒山と申しますか、平地林の

開放ということを、国有林野当局にお  
いてはお考えであるのかどうか、私は  
これを相当お考えいただかなければい  
けないじやないかと思ひますが、この  
点に関する長官の御意見を承りたいの  
でございまして、それと関連して、長官  
御承知のごとく、ただいま町村合併促  
進法第十七条の規定に基づくところの、  
町村の基本財産の造成として、この国  
有林の扱下げということが非常に論議  
になつておりますが、これが現在どの  
程度に進んでおつて、どの程度扱下げ  
が行われているか、これが国有林に及  
ぼしている影響はどの程度かというこ  
とを、まず御報告願ひたいのでありま  
す。私はこの点について一つ憂慮した  
えない事柄は、この町村合併促進法の  
規定に基づく国有林の扱下げ、従つてこ  
れを具体的に申しますと、営林局管内  
あるいは営林署管内におきまして、相  
当地の扱下げも行われるわけでござ  
いまして、営林局署の担当面積とい  
うものが、これによつていかに失われ  
たとご感ぜまして、失地回復の思想  
というものが、相当営林局なり営林署  
に出ているのは、いなめない事実であ  
ります。こういう考え方等について、  
長官はどういふふうにお考えになつて  
いるか。

それから、昨日でございましてか一昨  
日でございまして、長官の御答弁の中  
に、これは東京以西—東北には非常  
に国有林が多いせいでもございまして  
うが、そこに本法に基づく保安林の買上  
げの重点が置かれるような答弁があつ  
たわけではございまして、この点は、一  
面から申せば、いわゆる営林局なりあ  
るいは営林署なりの、失地回復の一つ  
の現われではないかと私たちは思ふ

が、この点について長官の御意見を承  
りたいのであります。たとえばさつき  
松岡委員から、この保安林の買上げ費  
用でございまして、結局三十二億円の  
配分につきまして、青森が一億円、秋  
田が一億円、あるいは大阪の営林局に  
十億円の割当をやつた、これは正式に  
割当てていることは私は十分知つてお  
りませんが、この買入れにあたりまし  
て、結局営林局署ごとに割当等の問題  
を生ずるおそれがないか。私は現実の  
保安林の性格、その必要性というもの  
から出発すべきものであつて、いやし  
くもこういう割当ということが起つた  
ならば、これはある意味において憲法  
上の問題になると思ひます。こういう  
点につきまして、われ／＼が想起した  
しますのは、終戦後間もないころに、  
徴税の分担額と称して、各務署ごと  
に、お前のところの管轄は何億円集め  
ろ、お前のところは何億集めろ、こ  
ういふふうな割当みたいなことをやつ  
て、これは国会の問題になつたことが  
あるわけでありまして、あらかじめ予  
定して買入れの分量を各営林署あるいは  
営林局等に予算を配分して割当てる  
ということ、これは誠に慎んでいただ  
きたいのでございまして、こういうこ  
とが現実にあるわけでありまして、こ  
の点について長官の御意見を承つてお  
きたいのでございまして。

○柴田政府委員 第一点にお答えいた  
しますが、現在国有林になつておりま  
す里山、いわゆる平地林の開放の意思  
ありやいなやというお尋ねだと存じま  
す。この問題は、性格の問題とも関連  
いたして参りますが、当然経済林は、  
森林法に規定いたします森林計画を守  
つていただくことによりまして、民間

経営に移すことが妥当な場合が多いと  
いうことも考えておりますので、必ず  
しも国有林で管理しなければならぬ  
というふうには考えておられないのでご  
ざいまして。将来において性格が明確に  
なりました場合には、いかなる方法に  
よつてこれを開放するかという問題  
は、当然検討せられる問題と考えてお  
ります。当面としても将来の国有林の  
性格を想定いたしまして、できる限り  
土地の開放をいたすか、あるいは利用  
の開放をいたすか、いずれにしても森  
林行政の一環としてさしつかえない最  
大限度において、地元の御利用を願  
うという方向に参りたいと思ひてお  
ります。

次の問題でございまして町村合併促進  
法の第十七条の規定によります基本財  
産造成のために、国有林経営上必要の  
ない国有林を合併町村に売り扱ひとい  
う問題は、私も、町村合併の手み  
やげとして国有林を要望されるという  
場合に、なか／＼問題は多いと思いま  
すが、国有林の解放可能な林地につ  
いては、積極的にこれが開放を進めて  
参りたいと思ひておられます。しかし  
先日も申し上げましたように、現在に  
おいては合併予定の町村内において  
も、旧町村と新規の合併町村との間  
に、必ずしも考え方が一致しない場合  
が多い。そこで合併後に合併町村にお  
ける基本財産造成のために持たたい  
という希望よりも、合併前に旧所在町村  
において扱下げを受けたいというよう  
な希望が多いというところで、この点  
はやや私どもの所期に反する点が多い  
でございまして。申込量あるいは現  
実に売扱ひを予定しております量等詳細  
の点は、後刻調査の上申し上げたいと



うわけでございますか。もし法の不備によるものであれば、これらの点を是正すべきものではないかと思ひますが、これは長官、どうでございますか。

○柴田政府委員 一応十箇年の臨時措置法を進めていただくことにいたしましたのは、整備の問題は一応臨時の問題でございますが、整備が完了した時点で、その後災害の状況あるいは時代の変遷等によりまして修正を要する点は、森林法によつてこれが修正可能であるという考えで、一応整備の臨時措置が完了いたしましたれば、全部森林法に乗り移れるというように、森林法の改正をいたして森林法に乗り移ります、かような考えで進めておりますので、一応十年と定めたのでございますが、この法律にも補償の問題を触れていないのはけしからぬではないか、これはまことにごもつともでございますし、さらに保安林を整備し、あるいは施業内容を強化する。施業を強化するという場合には当然補償の問題が出て参るべきであります。現森林法におきましても、三十五条におきまして補償の規定はありますが、今日まで実際に補償したという例は、禁伐林を除いてはございません。今後におきましてはさような問題は当然起つて参る。しかしこれをいかなる基準で規定すべきかという問題は、非常にその制限の度合いによりまして多岐にわたりますので、二十九年一度一箇年に施業の整備、あるいは基準の設定をいたしまして、補償の問題は三十年から出発するというので、一応予算等についても了承を願つておる。なお現在のままでは出発できないというこ

とで一年間の調査研究期間を置いていただく、こういうことになつておるといふ点を御了承を願ひたい。

○福田(憲)委員 これは、御承知のごとく森林法第三十五条に基づく損失補償の額とか、いろ／＼な規定があるわけでございます。あと払いの方法でありますとか、いろ／＼な規定があります。この補償の問題は国民の権利義務に關する問題であるわけであり、実際にこういう国がいろ／＼な行為をなす場合におきましては、個人の権利義務というものが非常にそなわれる場合があるわけであり、実際の問題として損失補償あたりもその確知が非常に困難な場合があるわけであり、現実におきましては、申請を待つて初めて損失を補償するというふうなことが大分あるわけでございます。これは国が当然補償すべきであるにかかわらず、その申請を待つて行われるというやり方になつておりますが、こういう点につきまして、将来森林法に乗り移る場合あるいはまた国民の権利義務というものが失われる、傷つけられることを補償する意味において、この損失補償の規定を十分考慮していただきたいのであります。これを私は希望として申し上げまして、一応ここで川俣委員に質問を譲りたいと思ひます。

山治水対策要綱なるものが発表せられまして、政府は着々とその方針のもとに施策を練り、実行に移しつつあるようであり、それに伴ひまして、保安林の整備臨時措置法が生れたのであります。この点は一方向において、日本の国土保安の上から、また森林培養の上から、あるいは水源培養の上からその障害を除去し、こういうこととございまして、これを国が施策とすると同時に、それを買い上げて保安林に指定して参りたい、保安林に指定するため、事業を阻止する結果になるために、これは国が責任をもつてこの民有林を買い上げて行こう、こういう考え方であり、これと現在の鉱業法がいろ／＼衝突するのじやないか、御承知のように、旧鉱業法の時代には主として地下資源であつた、もちろん地上に近いものもないわけではありませぬ、金鉱等はかなり表面に出た土砂の中から掘つて来るということもありましたけれども、大体地下資源であつた。新しい鉱業法になりました、御承知のように法定鉱物が大部ふえて参りました。いわゆる八種ふえたといわれ参ります。この中でも石灰石でありまして、珪石、長石あるいは耐火度の高いいわゆる耐火粘土というふうなものになります、もう地上の物質、土質ということになります。こうなつて参ります、それらを採取しよう、あるいは採取しようということ、国土を保安するということの衝突が起るのではないか、今山くずれが起る、

あるいは土砂の崩壊が起るといふことは、一つは森林がないためにもありますけれども、一面は鉱業権者の措置のよろしくなかつたところからも起つて来ておることは、これはまぬがれないのであります。そういうところから法定鉱物がふえて参りますと、これからさらにふえるかどうかかわりませんが、現在のところでも、もう地上土質を採取するということになつて参りますと、新しく保安林に指定する地域にすでに鉱業権が設定せられたもの、これが試掘程度であればまだよろしいのですが、現に鉱業を営んでおられないのであるにかかわらず、採掘権が設定されて、相当の年月を鉱業権として確定したところもあるようであり、そういう参りますと、そういう点について将来どのような調整をして行かれますとするのか、通産省の御見解を承りたいと思ひます。

○村田説明員 治山治水の見地からいまして、保安林の必要なことは申すまでもございせん。私たち鉱山を安林といふものをば考慮に入れなければならぬといふふうにも考えております。しかも地下資源は川俣先生御承知のように、比較的日本は恵まれてない、こういう観点からでもできるだけこれを生かすような方向に持つて行きたい。そういう意味からわれ／＼といつたしましては、保安林の必要な点はあくまでも保安林としての立場を尊重しつつも、なおかつそういう地区に地下資源がある場合、これまた同時にこれを利用して行きたいということが理想の建前でございます。ただときとしま

して、どうしても両立し得ないというように具体的な個々の場合にはできて行くのじやないか、そういうときに両者の調整をどういふふうにしてやつて行つておるかということが、ただいまの御質問の要点だと存する次第でございます。この点森林法、鉱業法それ／＼の建前からいへば、規定を設けて調整してあるわけでございますが、今かりに一定の地域におきまして、すでに何がしかの鉱物を採掘しておる、ところがその地区がたまたま治山治水の面から保安林として指定して、むしろ森林資源の保護育成をして行くことに重点を置かなければいけない、こういうときには当然森林法で保安林の指定がされる、こういうことになると思ひます。そういうしますと、指定の結果が森林法の規定によりまして、そこで鉱物を掘つておる、その掘り方の状態が勢い土地の形質を變更する、こういうことになり、しかもこれが保安林にも影響するといふことになれば、当然掘れないじやないか、こういうことになつてござい

ますが、そのときに両立するような方法があるかどうかというところは、一応保安林に指定したことによつて掘れないくなる、それに対して掘るがためには森林法の三十四条でございますが、掘らしていただくといふことを鉱業権者からその地区の都道府県知事に許可の申請をする、その許可の申請があつた場合に、知事としてさしつかえないと思へば許可してやる、いけない場合には、どうしても両立しないといふことになれば許可しない、それがたまたまこうむる損害については何か森林法で損失を国が補償する、こういう建前

か、こういうことになつてござい

ますが、そのときに両立するような方法があるかどうかというところは、一応保安林に指定したことによつて掘れないくなる、それに対して掘るがためには森林法の三十四条でございますが、掘らしていただくといふことを鉱業権者からその地区の都道府県知事に許可の申請をする、その許可の申請があつた場合に、知事としてさしつかえないと思へば許可してやる、いけない場合には、どうしても両立しないといふことになれば許可しない、それがたまたまこうむる損害については何か森林法で損失を国が補償する、こういう建前

で損失を国が補償する、こういう建前

御承知のように昨年の風水害から急に治山治水の問題が高き世論にのぼりまして、国の施策といたしまして、治

山治水対策要綱なるものが発表せられまして、政府は着々とその方針のもとに施策を練り、実行に移しつつあるようであり、それに伴ひまして、保安林の整備臨時措置法が生れたのであります。この点は一方向において、日本の国土保安の上から、また森林培養の上から、あるいは水源培養の上からその障害を除去し、こういうこととございまして、これを国が施策とすると同時に、それを買い上げて保安林に指定して参りたい、保安林に指定するため、事業を阻止する結果になるために、これは国が責任をもつてこの民有林を買い上げて行こう、こういう考え方であり、これと現在の鉱業法がいろ／＼衝突するのじやないか、御承知のように、旧鉱業法の時代には主として地下資源であつた、もちろん地上に近いものもないわけではありませぬ、金鉱等はかなり表面に出た土砂の中から掘つて来るということもありましたけれども、大体地下資源であつた。新しい鉱業法になりました、御承知のように法定鉱物が大部ふえて参りました。いわゆる八種ふえたといわれ参ります。この中でも石灰石でありまして、珪石、長石あるいは耐火度の高いいわゆる耐火粘土というふうなものになります、もう地上の物質、土質ということになります。こうなつて参ります、それらを採取しよう、あるいは採取しようということ、国土を保安するということの衝突が起るのではないか、今山くずれが起る、

あるいは土砂の崩壊が起るといふことは、一つは森林がないためにもありますけれども、一面は鉱業権者の措置のよろしくなかつたところからも起つて来ておることは、これはまぬがれないのであります。そういうところから法定鉱物がふえて参りますと、これからさらにふえるかどうかかわりませんが、現在のところでも、もう地上土質を採取するということになつて参りますと、新しく保安林に指定する地域にすでに鉱業権が設定せられたもの、これが試掘程度であればまだよろしいのですが、現に鉱業を営んでおられないのであるにかかわらず、採掘権が設定されて、相当の年月を鉱業権として確定したところもあるようであり、そういう参りますと、そういう点について将来どのような調整をして行かれますとするのか、通産省の御見解を承りたいと思ひます。

○村田説明員 治山治水の見地からいまして、保安林の必要なことは申すまでもございせん。私たち鉱山を安林といふものをば考慮に入れなければならぬといふふうにも考えております。しかも地下資源は川俣先生御承知のように、比較的日本は恵まれてない、こういう観点からでもできるだけこれを生かすような方向に持つて行きたい。そういう意味からわれ／＼といつたしましては、保安林の必要な点はあくまでも保安林としての立場を尊重しつつも、なおかつそういう地区に地下資源がある場合、これまた同時にこれを利用して行きたいということが理想の建前でございます。ただときとしま

で損失を国が補償する、こういう建前



もそういう点は引続き努力いたしまして、御指摘のような点のないように努力して行きたいと思っております。

○川俣委員 鉱業権の取得については、厳重な制約がありまして、鉱物資源の開発にむしろ不便を感じるほどやかましく規定があることは認めます。しかしながら鉱政課長も言われた通り、現在そこまではやかましいけれども、その後における放任の弊害の方が大きくなつて来ている。この点は予算上制約を受けておられることも私知らざる者ではありません。しかしながらそれによる荒廃の結果、さらにもつと大きな国費を使つてそれを防止しなければならぬということになりますと、まことに嘆かわしいことになるわけであります。その意味において注意を喚起したいということなんであります。

もう一つお尋ねいたしたいのが、現在の保安林の指定地内にどれだけの鉱業権並びに採石権が指定されておるかということになりますと、これはなかなか統計をお持ちにならないようです。これはないのがほんとうじやないかと思つたのです。なぜかという、林野庁でおわかりになる面積と鉱業権設定の面積の調査の方法が違うわけです。林野庁の方はおらく山でも傾斜面でも一つの面積に入れられるでしょうが、一方の鉱業権の方は、山をつぶして坪にいたしますために面積が違つたのです。従つて保安林の中に鉱業権がどのくらい設定されておるかというところは、今の調査では出て来ないと思つたのです。しかしながら基本的にはそういうものの調査が出ていなければ計画が成り立たないのではないかと、こ

う思つておるのです。この前の委員会でその資料を出してくださいといつたけれど、面積のはかり方が違つたから、出て来るわけがない。これは全然違つたのです。従つてあなたの方の面積の中に鉱業権が設定されていると言ひましても、おらく保安林を越えた面積が、坪は小さくなつても大きな面積で鉱業権が設定されておられます。そういうことになつて出て来ないがほんとうなんだ。おらく出て来ないという御返事になるだらうと思つておつたのですが、そういうふうな林野庁の計画と通産省の計画はまったく食い違つたのじやない、過去の歴史がそうさせておるのであります。従つて保安林を設定する場合において障害になる部分が、一体どこにあるのだといふようなことについての見当がまだついていないのじやないか。これはやはり保安林を設定する上に十分考慮されなければならぬ点ではないか。

さらに通産省にもう一つ私は御考慮願いたいと思ひますのは、先ほど申し上げたように、不景氣になつて参りますと、人的な探鉱ということがかなり行われて来る、これはいつも同様なんです。何も仕事がないからひとつ山でも探しに行つて鉱脈でも当てようか、こういうことになつて金のかからない方法で歩く。こういうことで日本の少い鉱山資源が開発されるわけはないと思つたのです。過去においては、徳川時代のごときは開所ごめんのような手札を与えて、失業坑夫を全国にばらまいて探鉱させたといふことはあります。今ではそういうことによるところ

の探鉱はやめられるべきではないか。しかしながらこれは民間のことでありますから、制約はないにいたしまして、もつと積極的に地質調査というようなものをやつて参られませうならば、そうしたむだな表土をかき集めるとか、地下資源のはつきりしないものを開坑するといふような弊害は除けるのではないかと、あるものでありますならば、これはやはり経費をかけて、どうしても日本の鉱物資源を開発しなければならぬのだから、それには幾分犠牲があつてもやらなければならぬ。ただむだに表土を荒すようなことは避けて行かなければならぬのではないかと思つたのです。それについてはどうしてもやはり科学的な探鉱ということをして、むだに表土を荒すという結果にならないのではないかと、これはもろもろ予算の制約があるといつても、一方には治山治水というものがもつと高く問題になつておるときですから、これらとやはり関連して来なければならぬと思つたのですが、この点はどうですか。

○村田説明員 たいまお話のありました、鉱業権を設定する建前は、たゞいまの鉱業法では先願主義というのとつております。それに対して外国の例なんかを見ましても、そういう先願主義といふことでなくて、能力主義と申しましようか、そういう考え方をとつておるところもござります。先ほどの先生のお言葉のように、今の人的な、いわゆる昔の山師がぼろいもうけをするといふような形での発展といふことはだん／＼むす／＼なつて、科学的な探査に期待しなければならぬ、こういうことになつた場合に、当

然今の先願主義でいいのか、能力主義でいいのかといふことは、根本的に大きな問題になつて来るといふふうなわれわれ考へるわけでございます。御承知のように現在の鉱業法は二十六年から施行せられておまして、そのときにも多少そういうことが問題になつたのであります。日本の現段階では、やはり先願主義を一応踏襲する、こういうことになつて、今日でもその方法を続けておるといふことになるのであります。御指摘のそういう点については、今後根本的に再検討しなければいかぬのではないかと、これはごもつともだと思ひます。しかし何と申しましても非常に問題が大きく、根本的な考え方の問題になるわけでありまして、われ／＼慎重に検討して行きたい、かように考へております。

○川俣委員 慎重に研究されるということ、私もそれでけっこうだと思ひます。一方において保安林というものを、緊急の要務として多大の国費をもつて買ひ上げなければならぬ事態といふことになれば、鉱業法もおのずから先願主義といふことを是正して参らなければならぬといふ方向に行かなければならぬ。今すぐただちということまで私は申し上げませんが、一方これは時限法だといふので十箇年計画をやつておられますが、それよりも早い期間にそれをやつて参りませぬならば、保安林整備をもう十年延ばさなければならぬ、二十年続けなければならぬといふ結果に陥るであらうことを私は憂へるのです。すみやかにその方面からの代案も考へられて行かなければ、せつ／＼政府で出されました治山治水対策要綱というものが、その方か

らくすされて行くのではないかと。なるべくならば両立させて行きたいと思ふ。両立させるには一方だけがまだ研究が足りないといふことでは両立しないと思ふ。時期がいくら遅れましても、研究が遅れましても、あわせて行かなければならぬのではないかと。本来の鉱物開発という大眼目を達成するには、その目的を私は必要だと思つたから、それと国土保安というものをいかにうまく組み合せて行くかといふことに重点を置かなければいかぬのではないかと。単なる先願主義によつて国土の荒廃を来すようなことは、この際考慮されるべきではないか、こう申し上げておるのでありますから、御研究といふことでつて下さる。

私の鉱山局に対する質問は大体この程度にしておきます。

○福田(喜)委員 それでは前に引續いて質問を続行します。この法案が出るというところが新聞紙上に発表になりましてから、これが森林所有者と申しますか、農山村に非常なショックを与えたのは事実であります。治山治水対策要綱の現われといたしまして、こういう法律が出るのは当然であるわけでありまして、国土保全上この法律の趣旨はよくわかるのでござりますが、しかしながらこの法案自体を詳細に検討いたしますと、非常に欠陥の多い法律であるわけでありまして、委員会におきましても、この将来の運用という点を法律的に検討する必要があるわけでありまして、そこでもう問題になつて来るのは、法案自体が世間の声と申しますか、森林所有者、農山村の戸におびえておる部分があつて、治山治水対策要綱といふものをほんとうに筋を通し







て、日本の森林が非常に濫伐をされま  
したことは先生御承知の通りでござい  
ます。それで保安林として現実に指定  
しておりました森林についても、相当  
無理な伐採が行われた事実も少なくない  
のであります。それがひいては近年に  
おける大きな災害の原因になつておる  
という面も見がせぬかと思つてござい  
ます。そういう現実を認識した上で、保  
安林を緊急に整備したいというの  
が、この主たる眼目でございまして、従  
いまして全国の森林につきましまして、先生  
御承知のように、森林法に基きまして  
森林計画を定めておるのでございませ  
んが、その森林計画の中に盛り込まれて  
おります保安林関係の事柄にはいろいろ  
の不備な点もございまして、森林計画を  
直します手続も書かれておりますが、  
ここに書いておりますような、二条の  
ような保安林の整備に関する国家的な  
全体計画を立てまして、それに基づいて  
森林計画を変更して保安林を整備して  
参りたいという趣旨での森林計  
画の変更は、現在の森林法ではできな  
いというふうなわれ／＼は存じませ  
う。第三条でそういうことの道を開き  
たいというのが、法律事項としてどう  
しても必要であるという点でござい  
ます。それからあとの整備計画の中で  
規定しておる指定解除の問題は、行政  
運営の問題で処理のできる問題であり  
ますし、第三号の保安施設事業の問題  
も、先ほど申しました通り同じ問題で  
ございまして、これを保安林整備とい  
う全体の国家計画の中に盛り込んで、ど  
のようにしてやれば国土の保全とい  
う点から治山の問題が解決できるかとい  
う全体の計画を立てて、それをわれわ

れの方としては、計画的に実施して参  
りたいということもございまして、第  
二条のような保安林整備計画を立てた  
いということがあるのでございませ  
ん。それ以外につきましては、買入れ以下  
の条文になります。これは第四條の  
普通の相対で買入る部分につきま  
して、先ほど来先生から御指摘があり  
ましたように、国有林野事業が企業会  
計として運営されておりますことと関  
連いたしまして、このような不作為森  
林分と考えられるものを特別規定も  
置かないで取得するということは、会  
計法の本質から行つて無理な点がある  
のではないだろうか。こういう考えを  
いたしまして、大蔵省ともいろいろ折  
衝いたしましたのでありますが、第三條、第  
五條のような規定を設けたような次第  
であります。第六條の規定は、御指摘  
の通りこれはどうしても法律がないと  
できないことだと私も考えており  
ます。それから第六條の強制買取をい  
たします場合に、どうしてもつと森林  
所有者の保護をしないのか、その点で  
土地収用法と比べてみて非常に不備な  
んじやないか、こういう御指摘だと思  
うのでありますが、この点につきま  
しては、第六條ではわれ／＼の方として  
は、その点はこの考え方で十分足りて  
いるんじやないだろうかというのが私  
どもの考え方なのであります。と申し  
ますのは、対象になりますのが森林法  
の二十五條の一項の一号ないし三号の  
国土保全上非常に重要な保安林である  
ということ、それからその保安林の中  
でも特に重要な保安林である水源涵養  
保安林と土砂崩壊の防備、土砂流出の  
防備の三種の保安林であります。が、  
その中で特に六條に書いてありますよ

うに、国土の保全上特に重要なもの  
の森林所有者が、森林法に定められてお  
りますような命令に従わぬとい  
うので、その人は国土を守るという点  
では相当欠けておるところがある。し  
かしそれだからといってすぐ買わな  
いで、三十八條の規定によつて、もう  
一度その人に対して造林命令なり復旧  
命令なりを出して警告を与える、その  
命令を出しただけでは、その人は命令  
を履行しない。もう一度政令で手続を  
きめまして、その命令を履行してもら  
うようにという催告をせよという  
ふうにしてその人が相対の売買にも応じ  
ないという場合であり、かつ中央森林  
審議会の意見も聞いて、中央森林審議  
会でもそういう山は当然買取りべきだ  
というふうな判定をされましたとき  
にだけ強制買取にかけようというの  
で、これだけの保護規定を設ければ、  
われ／＼の方としては十分つもりな  
のでございまして、なお土地収用法等  
を比べてみると不備じやないかとい  
う先生の御指摘も、御趣旨は十分わかる  
ように思いますが、われ／＼としまし  
ては、かような考え方で立案したとい  
う点を御了承いただきたいと思いま  
す。

は悪いのだ、こういうふうな説明がな  
された。そうだとすればおかしな  
ないかと思つてあります。保安林を  
設定いたします場合に、他人の所有権  
を買上げたのでありますから、あ  
るいは協議にしても買上げたので  
ありますから、単なる土地収用法だけ  
ではもちろんこれはできない部分が大  
くさんあると思うので、こういう法律  
になりましたことについては十分私  
了承するのです。むしろ不十分ではな  
いかという観点からお尋ねするので  
が、どうもこれに足りない点は、やは  
り土地収用法を利用できるのだとい  
う建前であるのじやないかと思つた  
ので、と申しますのは、なぜそこを指  
するかと申しますのは、土地改良  
五号に「国、地方公共団体、土地改良  
区又は営農復興事業団が設置する農業  
用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かん  
がい用若しくは農作物の災害防止用の  
ため池又は防風林その他これに準ずる  
施設」防風林の設定もこれに準ずる施  
設となつております。ですから、防風  
林などは元は保安林でありましたが、  
あなたの方では今度は保護林とするよ  
うにかえておられるのであります  
が、こうしたことで土地収用法の  
対象となるのであります。そこで土地  
収用法だけで十分達成できない、これ  
は明瞭なんです。そこでいろいろ御説  
明になつたことは了承するのですが、  
この土地収用法を適用することができ  
ないという根拠がどうも明らかでない  
のですが、普通には土地収用法が適用  
できると思つておられるのじやない  
のですからこの点を伺いたい。

○川俣委員 今御指摘がありました第五号の  
場合のようなものは、地方公共団体が  
防風林を設定いたしますことになりま  
す。おそれる市町村が中心になるの  
だろふと思つてありますが、それが非常に小  
さい範囲の防風保安林をつくるという  
ような場合であります。先生御承知  
の通りこの法律の起業者としての認定  
は建設大臣がやりました。土地収用の  
具体的な手続はみな土地収用委員会に  
かけてやつて参るのであります。そ  
の程度のものでございまして、今の建  
設大臣とか土地収用委員会というよう  
な仕組みでも十分判定をされてけつ  
つたものじやないかという気はいた  
すのでございまして、われ／＼の方の  
考え方は、流域を中心とした山をど  
のようなふうな管理、経営して行く必  
要があるかという点に重点を置いてお  
るのでございまして、そういう点から  
は土地収用法のような系統の考え方  
はなしに、やはり林野庁が中心になり  
まして、農林大臣が山の点をうまく運  
営して行くという見地から判定をいた  
す方が適當なのじやないだろうかとい  
うような気がいたしておるのでありま  
す。それで諮問機関としての森林法の  
森林審議会にかけて御意見も承つて参  
りたい、かような考え方をしておりま  
す。

○川俣委員 私のお尋ねしておるの  
は、どうもこれら目的を達成でき  
ないことはよくわかる。従つて本法を  
出さなければならぬ根拠がそこにあ  
ります。そしてその必要は認めておるの  
です。とて土地収用法などではこ  
ういふ目的が達成できないといふこと

明らかなんです。そこで本法が出て来たということも明らかなんです。土地収用法ではともこれだけのものがやれないことは明らかだから、わざ／＼単独法を出さなければならぬという必要は大いに認め、これでは不十分だという立場をとつておるのです。その不十分を補うのに、これをさらに裏づけする上に土地収用法を必要がある場合に活用できるということを考えておるのかどうか、こう聞いておるのです。これらを執行する上に土地収用法をなお準用してこれらを完璧ならしめるものとするのかどうか、こういうことを聞いておるので、土地収用法で十分だ、ほかのものはいらぬのじやないかという質問じやないのです。本法を完全に実施する上に土地収用法の適用を考えられるかどうか、こうお聞きしておるのですから、誤解しないで御答弁願いたい。

○日井説明員 お話の点はよくわかりました。その点では土地収用法の第三条第五号等は当然適用があるものと思つております。なお森林法の保安林、保安施設事業等に関します部分につきましては、根本的な考え方をまとめまして、長官からお話ございましたように追つて改正案を提案いたしたいと考えておりますが、その際現在やつております治山事業の対象地につきまして、所有者に受忍の義務を負わせまして、そこで事業をやつてでき上りますと、あと管理をいたしまして所有者にもどすような仕組みになつておりますが、そういうような場合、国の大きな財政投資等と関連いたしました、これは経常的に先生お話の通り土地収用法に準ずるような手続で国がむしろ

買い取りまして、そこで事業をやつて行く必要のあるような場合も当然予想せられると思ひます。そのような場合には、今御指摘の通り土地収用法を準用する等の措置も考えまして、処理いたさなければならぬかと思ひます。

○福田(喜)委員 私の聞き方がまずかつたかも知れませんが、私は今川俣委員の御質問のような趣旨でお聞きしたわけでありませう。つまり土地収用法第三条第五号、防風保安林施設等につきましても、こういう保護と申しますか、強行規定と申しますか、第三者に對するいゝる一連の保護規定があるのです。これを必要なる場合には適用すると申しますか、援助も考へて、本法臨時措置法を運用するという考へでもつて一貫されて行つた方が適当じやないかというのを私はお聞きしたわけです。私は本法案を審議して行く過程におきまして、取用令書の問題をずつと検討して参りますと、土地収用法のような完備した規定がない。それは当然こういう場合の援用と申しますか、土地収用法の一連の規定の助けがなければ本法の完璧な運用はむずかしいのじやないかというくらいに私は思つておるわけでありませう。たとへば第三条第五号等の防風林施設に關して、保護林程度のものに關してもこの程度の規定があるのに、さらに一般と強力なる保安林については、この程度の保護もないというようなことは、考へ方としてはおかしなじやないかというのが私の質問の趣旨であつたわけでありませう。

「委員長退席、川俣委員長代理着席」

これは国家自身が起業者となつて、そして収用法に基く権利というものは、必要な場合にはどこまでもこれが追求できるような考へ方で進んで行つてしかるべきものでないかと私は思つておるわけでありませう。

それからただいま林政課長の御説明によりますと、こんなお話がありませう。たとえば第五条の交換の場合等についても、国有財産法との関連について御説明があつたわけでありませう。また中央森林審議会の議を経てとか何とか、林野当局からそういう点について御説明があつたから、それについてさらに質問を続行したいと思つておるわけでありませう。たとえば第五条の交換について御質問いたしますが、民有林と普通財産に属する国有林野とを交換する場合においては、国有財産法第二十七条第一項但書の規定、これは皆さん御承知の通り、価額の差額がその高価なもの価額の四分の一を越えない場合において交換を認めるといふ規定であるわけでありませう。この法律をお書きになつたのだから当然御承知のことであると思ひますが、この規定を排除してこれを二分の一に拡張しておられます。これはある意味において恩恵でございますし、特別会計に属する林野はほとんど企業用財産であつて、普通財産は非常に少いのであります。従つてこの規定が動く余地ははたしてあるかどうかということでありませう。動く余地はほとんどないのではないかと私は考へているのであります。この点についての御意見を第一に承りたい。もしまた企業用財産をもつて交換の用に充てるということになりませうと、国有財産法との関係は一体どうするのか。おそらくこの場合

におきましては、企業用財産を普通財産に落して交換の用に充てるということに相なるのでございませうが、本法によつてこの交換の要が生じた場合、本法は国有財産法に優先するといふ規定があるのではないかと。この場合に対する御処置はどうなさるのか、そういう点について林野当局の御見解を承りたいと思ひます。

○柴田政府委員 これは国有林野整備臨時措置法においてとりましたと同様の措置でございませう。普通財産すなわち不要存置林野に移してこの規定を適用する考へでございませうので、国有財産法に優先するといふ考へではなからう。国有財産法における額の規定を二七条の一項但書にかかわらず二分の一まで拡張するといふ考へだけに考へておる次第でございませう。

○福田(喜)委員 御趣旨はよくわかりませうが、そうしますと法律の規定上企業用財産をもつて普通財産、つまり不要存置地として交換の用に充てるということになりますならば、この場合普通財産に落して不用存置地にするんだということについては、交換の必要が生ずるわけですが、その際は国有財産に對する何らかの条文を置く必要はないんですか。その点はどうぞございませうか。

○柴田政府委員 国有財産を普通財産に切り替へるといふ措置は、大蔵省との協議によりまして、協議が整つて普通財産に組みかえた場合は、それで措置ができることになつておりまして、現在も国有林野整備の方法はこれによつて処置いたしております。この例になつて処理できるという考へでおります。

○福田(喜)委員 これは大蔵省がいつも文句を言うのは長官御承知の通りでございませう。私はこの場合について、これが円滑に行くように何らかの法的な御措置を願つていただきたうでございませうが、それにひつつかつてしまつて、につももさつちも行かなくなるのが現実の例であります。その場合に政令なり何なりに譲つてもけつこうでございませう。けつこうでございませうが、国有財産を普通財産つまり不要存置地に切りかへる場合において、大蔵省との話し合いを事前につけられて、それに基づく措置を政令等においてやられるなり、あるいは法律の条項に一項をつけ加へるなり、この点について大蔵当局とよくやつていただかぬと、運用にひつつかかりを生ずるのではないかと。これは私の老練心かもしれないが、ひとつ御意見を承つておきます。

○柴田政府委員 その点は円滑にこの法案を進めさせるといふ意味において、いい方法かと思つたのであります。大蔵省が国有財産の全体の管理という点を考へております際に、一切関連なく当方だけで実施するということがはたして妥当であるかどうかというようなことを考へますと、やはり一応協議いたしまして、普通財産に切りかへて実施することが妥当ではないかと存じますし、大体それによりまして特に不都合なく実施できるということ、現在整備法を実施いたしております実例からいたしまして、特に先生の御指摘のような心配は比較的少いといふふうに私も考へておる次第でございませう。

○福田(喜)委員 私は長官が言われる

ように、林野庁の一存で行かぬ、大蔵省の協力を願わなければこの点の施行はむずかしいと思ひますがゆえに、あるいは法律で縛るなり、政令でこれに關する兩者の共管の省令を出すなりして、この点に關する保証をした方がいゝのではないかと、老婆心ながら申し上げたわけでございます。

それから次に中央森林審議会について、今日井さんから御発言がありまして、現在の中森林審議会なるものは、この法による保安林整備計画と強制買収の計画も付議することになつておりますが、その中央森林審議会は、その権限と機能を見れば、その陣容、その働きがこういう仕事をすることにふさわしいものでしょうか。この点について御意見を承りたい。

○柴田政府委員 中央森林審議会の構成は、林業経営に關連する行政、あるいは経済、さらに技術、各方面のそれぞれに権威者を一応委嘱いたしてございまして、根本的な林業の政策という面に関連いたしましては、現在のところ最も權威のある諮問機関であると考えておりますので、私どももいたしましては、ここに諮問をいたし、あるいは審議議決をいたすことが一番妥当であると考えているのでございます。

○福田(喜)委員 これは露骨なことを申し上げて相済みませんが、現在におきましては、中央、地方の森林審議会の状況は、まったくおさなりの責任転嫁の諮問機関化しているような形である。実際に保安林買上げというふうな現業的な仕事を進めるにあたりましては、その陣容なり権能なりを見ると、非常に無理がある。実際この仕事を進

めて行く場合におきまして、実際に現地調査等をやらなければならぬ。実質調査をやる場合におきまして、これは大體事務局が地方にあるかないか知りませんが、実質調査その他をなす場合に、人手も足らぬし費用もないというのが実情でございます。この予算案によりまして、保安林の買上げの費用が十五億円、治山事業が十五億円、調査費が二億円でありますが、これを實際に動かす場合において、実質調査その他費用の抽出に關しまして、この保安林買上げの場合の内容審議に役に立つようにするために、こういう金をこの方面にもお使ひになる用意があるのかどうか。またはたしてそういうふうに使われるというのであれば、この森林審議会の組織とか制度等をもう一ぺん考え直してみられる必要はあるまいか。こういう場合において調査費等の予算措置の必要をいかに考へておられるのか。この点について長官の御意見を承つておきたい。

○柴田政府委員 中央森林審議会の内容あるいは資格についていへん御不安があるようではあります、私どももいたしましては、やはり一番信頼できる公正な機関であると考えております。それからこれが活動のために特に保安林整備をめぐりまして、三十二億の中で経費を支出できるかというお尋ねでございますが、調査費を持つておりますので森林審議会の活動のための支出は可能である、かように考えております。

なお組織的に不備な場合にこれを強化する考へ方があるかというお話でございますが、必要に応じては専門委員を現在の専門委員以外にさらに委

嘱いたしましたして、特定の事項を調査するとか、あるいは検討願う組織もございまして、専門委員の以外の新規組織とこれが活動によつてやつて参りたいという考へを持つておる次第でございます。

「川俣委員長代理退席、委員長着席」  
○福田(喜)委員 私は長官の御答弁をいただきましたが、さらにこの組織あるいは内容等について、もう一ぺん御考慮を煩わしたいのでございます。それから第二案の規定によりまして、農林大臣が保安林整備計画を定めると、農林大臣が中央森林審議会の意見を聞くということになつておりますが、第六案第二項の強制買取りの手続を進める場合におきましては、中央森林審議会の議を経てとわざと、これを書きかえておるのであります。すなわち議を経てこれを行うことになつておる、このように買取りの場合に手続を慎重ならしめるためこの法案の上に一種のニュアンスをお出しになつた御苦心の跡はよくわかるのであります。元來審議会は農林大臣の諮問機関であり、議決機関ではないわけであり、このようにわざと「お書きかえ」になつておることは、強制買取りの手続を進める場合には、農林大臣は審議会の議決に拘束されるということの意味するものでございまいしょうか、この点について御意見を承りたいと思ひます。

○柴田政府委員 本来中央森林審議会は重要な事業施策に關します農林大臣の諮問機関であるということが性格なのでございます。従いまして第二案の場合には本来の中央森林審議会の性格において意見を聞くという考へ方でお

るのでございますが、強制買取りの場合に一方的に農林大臣がこれを決定するということでは、客観性において不備があるというところで、この限りにおきまして中央森林審議会の議決に付して、第三者的な判断を公正に執行していただく、こういう考へ方で、この限りにおきまして議を経るというふうにお考へておる次第でございます。

○福田(喜)委員 そういふふうにお書きになりまして、この審議会の性格を、この審議会の議決に拘束されるようなことは、あたかも議決機関のようにお取扱ひになるように見えますが、この点は法律はどうでございませうか。  
○日井説明員 先生の御指摘の通り、強制買取りの場合に中央森林審議会の活動いたします性格は議決機関である、この限度で従来の単なる諮問機関から性格がかわるのだ、かように私も考へております。

○福田(喜)委員 それから本法によつて国が買入れれる森林等は、国土保全上必要なものに限るわけでございます。これは第四条の規定にその通り書いてあるわけでございますが、この第四條の規定を讀みますと私は非常に疑問に思つておられます。「国は、第二條第一項の保安林整備計画に基づき、毎年度予算の範囲内において、森林及び原野その他の土地(以下「森林等」といふ)で左の各号の一に該當し、国土保全上必要なものを買入れれるものとす。」と書いてありまして「一 森林法第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定されている森林」これについて私はまず一つ疑問があるのであります。二には「保安施設地区の区域内

の森林等」こういうことが書いてあります。ところが三に「前二号の規定により買入れれる森林等に隣接し、これをあわせて経営することを相当とする森林等」こういうふうな第三号がいつて来たので、経営上の条件が国土保全上必要ではないのか、こういう疑問がわきますが、この点に關する林野庁当局の御見解を承りたい。誤解があつてはいいませんが、一度繰返しますが、買入れれる森林等は国土保全上必要なものに限るわけでありまして、第三号には「前二号の規定により買入れれる森林等に隣接し、これとあわせて経営することを相当とする森林等」ということになりまして、この中に国土保全というものを以外に経営という觀念が入つて来る、経営という觀念はどうかというふうになるのか、兩者の關係はどうかというところをお伺ひいたしたいと思ひます。

○柴田政府委員 ただいま御指摘の一項に疑問があるというお話でございますが、一項の疑問の点をもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。三号に規定してあります「隣接し、これとあわせて経営することを相当とする」という考へは、あくまでも保安林あるいは保安施設地区とあわせまして、国土保全上必要なために隣接地区を含めて経営しなければ、国土保全の目的を十分に達し得ないというものに限るという考へ方でございますので、たとえば保安施設を要する地区だけを施設地区として買ひ上げても、その周囲の隣接しておる林野等をあわせて経営しなければ、単独では保持ができない。たとえ

周囲の山腹が妥当に経営されなければ、その効果を十分に發揮しないというような隣接の地区は、国土保全上必要な意味において経営することを相当とするという森林であるわけでございます。あくまでも国土保全の上から必要だということが大前提でございます。経営というものは、その意味における経営ということで私どもは考えておることを、御了承いただきたいと思ひます。

○福田(喜)委員 第三号の隣接の概念でございますが、この隣接というものは客観的の標準があるのかという点と、次に第一号によりますと森林法第二十五條第一項第一号から第三号までになつておりますが、私はこれは治山治水の対策上この法律ができたということになりますと、第五号に「風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備」ということがあります。第六号にも「なだれ又は落石の危険の防止」というのがありますが、なぜ第一号から第三号までのみをとつて、ここに第五号のごとき治山治水対策上必要なものを——これは私は特に必要だと思ひますが、これを除かれたか。林野庁で出しております「森林法解説」によりまして、いろいろな説明がついておりますが、私はこれを読めば読むほど非常に疑問に思ふのでありまして、この一号から三号までは、洪水その他国土の荒廢の予防が目的であり、第四号から第七号までは比較的局地的な危害予防を目的とし云々ということが書いてあります。これが治山治水対策であるならば、これは局地的な災害予防、危害予防というものが当然取入れられてしかるべきだと思ふのでありますが、第一

号から第三号までに限つた理由、ことに私は第五号などという、治山治水対策上から言うならば、非常に重要な意義を持つものをわざ／＼はずされておりますが、その点をどうお考えか、お伺ひいたします。

○柴田政府委員 お説の通り四号以下五号、六号等につきましても、国土保全という点には当然関連はございますが、いずれも非常に局地的な防災的な要素の保安林でございます。この問題は当初におきましては並行して考へるといふような考へ方もあつたのでございまして、一応直接流域を主体とする国土保全をめぐる治山治水の基本対策にしばり、特に防災林の整備に關しては、別途にこれが整備を考へるといふことで規定されておりますので、全然これは考慮しないということではなく、別途に、たとえば海岸の飛砂防止、防潮等に關しましては、海岸砂地帯の農業振興等と合せまして防災林の整備を考へる。局地的なものにつきましても、それ／＼防災林の造成に關しましての計画を進めるといふことで、一まず今回の保安林整備は流域保全といふことを対象として考へるといふところに限定されたという点を御了承願ひたいのであります。

○福田(喜)委員 隣接の概念、それから森林審議会の活用の場合において、これは事務局がないと地方森林審議会とのつながりが、中央森林審議会だけでは百九十八、二百足らずのもの、具体的の場合の判定が、地方の実情を知らないとなか／＼つきかねると思ふのであります。地方森林審議会との有機的なつながりはどういうふうにお考へになりますか。こういう点について

最後に承つておきまして、まだいろいろお尋ねしたいことはございますが、本日の質問はこの程度で打切ることにしていただきます。

○柴田政府委員 隣接というのは、これは非常に幅を持たせれば広いことになりまして、それこそ失地回復というふうな御懸念も出て参りますが、私どもは、きわめて狭義の隣接ということに保安林の機能を主体といたしまして、あくまでも国土保全上必要な保安林並びに保安施設という程度に考へておる次第であります。

また事務局等を置かねばならぬのではないかとのお話ですが、事務局に相当するものは、林野庁においてこれを担当することになつておりますので、必要に応じて規模を拡大することは可能であると考へております。なお指定に關しましては、もつと現実の実情にあわせて考へなければならぬのではないかと、その際に地方森林審議会との関連を持つ必要があるのではないかと御質問と思ひますが、中央森林審議会は一応現地についての審議はいたさないで基本関係だけを審議するという建前でありまして、審議会のメンバーあるいは妥当なメンバーを煩わせて判定あるいは調査に御協力を願うという考へておりますので、特に地方森林審議会を煩わすという考へ方は持つておりませんから、関連を持たす必要はないと考へております。○井出委員長 本日はこの程度をもつて散会いたします。午後四時二十五分散会